

香川県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月14日

香川県公安委員会委員長 横 井 久 子

香川県公安委員会規則第2号

香川県警察組織規則の一部を改正する規則

香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(生活安全企画課) 第15条 略 (1)～(9) 略 (10) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</u>（平成13年法律第31号）の施行に関する事。 (11)～(18) 略</p>	<p>(生活安全企画課) 第15条 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(9) 略 (10) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</u>（平成13年法律第31号）の施行に関する事。 (11)～(18) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。